

星美ホーム ボランティアの心得

ボランティア受け入れの目的

ボランティアを受け入れることにより、施設をより開かれたものとし、児童の生活の充実を図ることを目的とする。

ボランティアの原則

- ① 活動が個人の自由意思に基づくものであること。
- ② 精神的報酬を得る活動で、金銭の報酬を期待しないこと。

支払い責任等

- ① ボランティア活動、または準備等においてかかった費用負担の責任は負わない。
- ② 活動中の貴重品等の紛失に関しての責任は負わない。
- ③ 活動中の事故発生等を防止するため、危険性を伴うと判断した場合活動の変更、または、中止を求める場合もある。
- ④ ボランティアは事故等に対応するため、内容によっては、ボランティア保険及び行事保険への加入手続きを義務付ける。保険料に関しては自己負担とする。

活動の注意事項

- ① あくまでもボランティアの立場であることをわきまえ、子どもの「善」ということも施設職員（担当）との話し合いの下に行うこと。
- ② 自分にあった無理のない活動を選ぶ。
- ③ 引き受けた活動の実施について責任をもつ。できなくなった時には、連絡を入れる。
- ④ 関わりを持った人のプライバシーを守る。また、ボランティアとしての一線を越えない。
Ex.施設の許可を得ず外での交流。携帯番号等の交換。
- ⑤ 対等の立場で行動する。

※活動が滞り継続していないと判断した場合は停止していただくこともあります。

※活動において知りえた個人情報及び法人の情報について他にもらさない旨の「誓約書」の提出を求める。

※施設として求めたボランティアの個人情報に関しては他のことに活用しない。また、提出を要請した「登録用紙」「誓約書」に関しては、ボランティア解約際、施設側で破棄する。



社会福祉法人扶助者聖母会 星美ホーム
ボランティア受け入れ規定より抜粋
平成 27 年 3 月改正